

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年3月10日

照会部署名 和歌山東年金事務所適用調査課

照会担当者 中田 裕之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 角 高明

(案件)

(受付番号)	個人事業所の事業主死亡による全喪届について
No. 2010-369	

※ 受付番号は、品質管理担当部署において記入します。

(内容)

個人事業所の事業主が死亡した場合、適用事業所に該当しなくなったものとして全喪届の全喪年月日を死亡日の翌日としてよいか。添付書類は平成15年11月12日府保険第1112001号通知の「1. (1) ⑥その他適用事業所に該当しなくなったことを確認できる書類」として事業主が亡くなったことがわかる書類(戸籍謄本など)のみでよいか。

社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧(通番21分類コード1103-3、通番27分類コード1105-1)では「個人事業所の場合の事業主変更については、事業の継続性、承継等が行われていることが確認できる場合に事業主変更できるものであり、全ての個人事業所において新たに新規適用する必要はない。」とあるが、死亡した事業主の遺族ではなく従業員など他人でも事業の継続性、承継等が行われていることが確認できれば全喪届ではなく事業主変更で対応してよいか。また、死亡した事業主の債務の引継を拒否している場合でも同じ場所で同様の事業を行っている場合は「事業の継続性、承継等が行われていることが確認できる場合」に該当すると考えてよいか。

(回答)

ご照会の事例については、新事業主が死亡した事業主の債務の引継を拒否している場合は、たとえ同じ場所で同様の事業を行っている場合であっても、事業の継続性、承継等が行われているとは言い難いと考えるのが妥当であるから、事業主変更で対応はできない。

また、全喪届の添付書類は雇用保険適用事業所廃止届(控)のコピーなどが

無い場合については、事業主が亡くなったことがわかる書類（戸籍謄本など）
で差し支えないと考える。

回答日 平成22年8月13日
回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ
回答作成者 (役職名) 渕 康幸
連絡先 [REDACTED]
メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認 (軽微なものについてはグループ長)	山上
----------------------------------	----